

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人大阪観光局</p>	<p>1 下記の委託業務において、業者から受領した完了届の日付が支払日より後になっていた。</p> <p>2 事業請負検査調書に検査年月日の記載や検査職員等の押印がなく、適正な検査が行われていたか不明であった。</p> <p>業務内容 : SAKURA COLLECTION 2014に係る 会員プロモーション フリーマガジンA J 掲載費 (vol. 20)</p> <p>契約金額 : 648,000円 (税込)</p> <p>請求書日 : 平成26年12月15日</p> <p>支払日 : 平成27年1月30日</p> <p>完了届日 : 同年2月1日</p> <p>検査年月日 : 不記載</p>	<p>支払及び検査事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【公益財団法人大阪観光コンベンション協会会計処理規程】 (金銭の支払い)</p> <p>第29条 金銭の支払いは、最終受取人からの請求書その他の証憑書類等に基づいて、取引担当部署の発行した支払伝票により行う。 (契約の履行の確保)</p> <p>第78条 理事長は、契約の適正な履行の確保並びに完了の確認のため、職員に命じて必要な監督及び検査させなければならない。</p> <p>【検査実施要領】 (検査の意味)</p> <p>第1条 検査とは、請負又は買入れ等の契約に基づいて行われる当該給付の内容(品質・規格・性能・数量等)が、契約の内容に適合しているか否かを確認する行為をいう。 (検査の目的)</p> <p>第2条 検査の目的は、契約の適正な履行の確保及び完了の確認を行うこととする。 (検査調書の作成)</p> <p>第10条 検査職員等は、検査終了後遅滞なく検査調書を作成しなければならない。但し、理事長が別に定める軽易な契約については、検査調書を支払伝票の検査職員印に代えることができる。</p>	<p>監査の指摘を受け、契約に係る手続ルールの周知徹底を図るため、平成28年3月28日開催の局内所属長会議において、本指摘事項を周知するとともに、同日に全職員に対し、局内イントラネットを通じ、契約から支出に至る契約手続の手順と内容を周知するメールを配信した。</p> <p>あわせて、契約事務に関する手順と内容を局内ネットに掲示し、支払及び検査事務のルールの徹底を図った。</p> <p>今後は、契約に関する事務処理の注意喚起を促すため、契約事務に関する説明会を定期的を開催し、適正な事務処理の確保を図る。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年11月2日から同月4日まで)